

英語による法学教材の開発

マシャド・ダニエル

はじめに

- 1 なぜ不法行為法講義の教材から？
- 2 不法行為法を英語で教えるための教材の現状
- 3 不法行為法講義のための教科書作り

結びに代えて——「英語のみ」への拘りとグローバルな教育のあり方
補論——英語での日本法教育のための教材開発のさまざまな可能性

はじめに

2022年4月に立教大学法学部国際ビジネス法学科でグローバルコース（英語表記 Global Program）が設立された。グローバルコースは、学生が完全に英語科目のみで卒業に必要な単位を取得して法学部を卒業できることを特徴としている¹⁾。従って、学部1年生からの学部生を対象に日本法を英語で教えなければならず、そのための教材を開発する必要がある。なお、受講者には日本語ができない外国人学生²⁾も想定されているため、原則として、日本語教材を用いることができない。本稿では、グローバルコースでの実践を振り返り、民法を中心に日本法を英語で教えるための教材に関連する問題点をいくつか紹介する。最後に、補論として法学研究との関係についてグローバルコースが秘める

1) その他に、「少人数の授業」もカリキュラムの特徴とされている。立教大学法学部国際ビジネス法学科、「グローバルコース（国際ビジネス法学科）学科の紹介」, <https://lp.rikkyo.ac.jp/undergraduate/department02b.html>, (参照 2023-04-24)。

2) 外国人学生は外国人留学生入試により入学した学生を指し、立教大学の PEACE プログラムその他の短期留学生と区別される。後者のみであれば、原則として日本語教材を排除する必然性はなかろうが、前者についてはグローバルコース生間の公平などの配慮から日本語教材を使用せず、または結びに代えてで後述する通り、使用方法に配慮しなければならない。

可能性について若干のコメントをするにとどまる。

1 なぜ不法行為法講義の教材から？

私は、グローバルコースで日本法を教えるための人材として、2020年に立教大学法学部に特任准教授として着任した。2020年4月から2022年4月までの2年間はグローバルコース設立に向けて準備し、通常の法学部生を対象に講義した。実際のグローバルコース生を相手³⁾に講義したのは2023年度のみである——なお、設立年度である同年度にはコロナの影響により外国人留学生がグローバルコースに在籍していなかったが、短期留学生がグローバルコース科目を受講することにより、日本語ができない学生も対象に含まれる上記のグローバルコースの前提が整っていた。

2020年度に、私は講義科目を2コマ、演習科目を4コマ担当し、そのうちグローバルコースのカリキュラム上1年次の秋学期に履修を推奨されている「不法行為法（Torts）」という講義科目のほかに2年次以降の履修を推奨されていた「比較家族法（Comparative Family Law）」という講義科目も担当した。演習を含めて教材について全く問題がなかったわけではないが、既存の英文教材などに若干の修正を加えることにより対応可能だったため、当初は既存の英文教材をもって対応不可と判断した不法行為法の教材開発から力を注ぐことにした。

確かに、教材開発の必要性という観点から、2021年度から担当することになった「物権法（Property）」という講義は不法行為法と同程度またはそれ以上に独自の教材開発を要する分野である⁴⁾。実際に不法行為法の教材開発から得た経験を踏まえて教材を作成しているが、枚数の制限や開発の進捗状況に照らし、本稿では不法行為法講義の教材に焦点を絞って考察することにしたい。

3) グローバルコース生に対して一定の英語力を期待しても良いが、通常の法学部生に対しては同レベルの英語力を期待することはできず、グローバルコース生を想定した内容に修正しなければならない。

4) 物権法は家族法・相続法とともに比較法に適さずまたは比較困難な分野であると考えられ、比較法研究は他の分野に比べてそれほど発展していない（例えば、五十嵐清『比較法ハンドブック [第3版]』（勁草書房、2019）100頁、122頁など）。その結果、講義準備のために必要な基礎研究がなされておらず、不法行為法以上に教材開発が困難である。なお、特に20世紀後半から比較家族法研究が著しく発展し、かつての状況が大きく改善されているのに対し、物権法については類似の発展が確認されていない。

なお、本稿の考察は、物権法講義の教材開発についても当てはまるが、物権法について不法行為法とは異なる課題が浮上していることだけを指摘しておく⁵⁾。

2 不法行為法を英語で教えるための教材の現状

現在、日本の法令・判例が数多く英訳され、また日本のありとあらゆる法分野を英語で解説するテキストが蓄積していることから、日本法を英語で教える教材には困らないのではないかとも思われる。だが、日本語で日本法を教える法令・判例・法律辞典といったような基本教材について問題があるのみならず、日本法を解説するテキストはさまざまな目的で作成されており、必ずしも法学部生（とくに法知識のない初学者の1年生）を教えるために作成されたものではない。本稿では、グローバルコース用の不法行為法の教科書作成を中心に考察することにしたが、その前に日本法を英語で教えるのに必要となる各教材の現状を確認し、英語での日本法教育という観点からいかなる課題があるかについて概観しておきたい。

(1) 法令の現状

日本法は、大陸法系の法制度を基礎としており、法学教育では法令が不可欠な教材であることはいうまでもない。法学部生に日本法を教えるときは、基本法令を収録したいわゆる「ポケット六法」が使われるが、管見の限り、英訳六法は少なくとも現時点では出版されていない。だが、2009年に法務省が「日本法令外国語訳データベースシステム」(以下、「法令翻訳データベース」という)というウェブサイトを開設し、民法を含む重要な法令の英訳を検索・閲覧することが非常に簡単になっている⁶⁾。そのため、法令については、民法を英

5) 物権法は不法行為と異なって英米法と大陸法との間の相違が非常に大きく、日本の物権法を英語で適切に表現するためには、ありとあらゆる基本概念の比較法的考察が必要になってしまう。そのため、日本の法学部で教えられる物権法とは全く異なる物権法のあり方を目指すべきか、それとも不法行為法と同じように既存の教科書の内容を修正した物権法を目指すべきかが問題となる。現在は、時間的制約などから後者の観点から教材開発に取り組んでいるが、今後、前者の観点からも教材開発に取り組む必要があると確信している。これはおそらく不法行為法の教材開発に対する反省・見直しにもつながるが、この問題については別稿に譲る。

6) 日本法令外国語訳データベースシステムは <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja> よりアクセス可能である(参照2023年4月24日)。なお、法令翻訳の他に、標準対訳辞書も用意されているが、この点については法律辞典という教材との関係で後述する。

訳するなどの教材開発は不要であると思われる。しかし、大学教育の現場における法令翻訳データベースの活用には次のような問題点がある。

第1に、紙媒体の六法全書がないことによっていくつかの問題が発生した。学生に条文を確認するように指示してもノートパソコンや端末などでは学生が条文を確認しているかどうかはわからず、条文の確認を怠ることが多かったようである。紙媒体であれば、学生が実際に六法を手にとってページをめくらなければならない、学生がきちんと条文を見ているかを目視できる。第2に、最新の改正が必ずしも反映されていない。債権法改正のように国際的に重要と思われる改正であれば、翻訳が迅速に更新される⁷⁾。だが、例えば、家族法・相続法については様々な改正があったにもかかわらず、最終更新は平成25年に止まっており、近年の様々な改正が反映されていない。そのため、比較家族法講義では改正部分の翻訳が教材開発の一環として必要であった。

また、法令翻訳データベースの翻訳の質は大まかに高いと思われるが、教育の現場においていくつかの修正や注意喚起が必要となる。例えば、英訳では損害賠償が *compensation for loss or damage* と訳されていることから、学生は日本語版で区別されない *loss* と *damage* の相違を疑問に思うことになる。そのほかに、英語で存在しない概念（例えば、民法712条の「責任能力」）や日本語で区別されても英語で区別できない概念（例えば、民法717条の「瑕疵」と製造物責任法の「欠陥」がいずれも *defect* になる）、あるいは英語で用語法が統一されていない概念（例えば、民法712年の責任能力が *Capacity for liability* と訳されるところ、民法714条では *capacity to assume responsibility* と訳されている）などに関連する様々な問題がある。

以上の問題を踏まえて、将来的には、グローバルコース用の英訳六法全書の作成が望ましいと思われる。

(2) 判例・裁判例の現状

法学部で日本法を教えるときは、法令だけでは到底足りず、判例集も必要となるが、当然ながら、「民法判例百選」のような判例集は英訳されていない。但し、法務省が日本の重要な法令を英訳しインターネットで公開しているのと

7) 不法行為についてみれば、債権法改正により民法724条が改正されたが、翻訳は施行日の前日（令和2年3月31日）に更新されている。

同じように、最高裁判所もまた重要な判例を英訳しインターネットで公開している⁸⁾。しかしながら、法令の翻訳状況に比べて、英訳判例の数は非常に限られている。不法行為法を例にとれば、雲右衛門事件や大学湯事件などの戦前の古い判例はそもそもデータベースに収録されていない（最高裁判所の英訳判例データベースには1969年までの一部の判例しか収録されていない）。さらに、最高裁判決しか英訳されておらず、事案を理解するために不可欠な下級審判決等を閲覧することはできない。また、法令翻訳に比べて、翻訳の質にばらつきが大きく、訳語の統一が必ずしも取れていないなど問題が多い。従って、判例については、法令と異なり、裁判所ウェブサイトはそれほど役に立たず、英語のみでの日本法教育に関して判例法をどのように取り扱うかが極めて重要な課題となる。

なお、裁判所ウェブサイトに加えて日本法の様々なケースブックが出版されているため、これらを利用することもできる。例えば、*Business Law in Japan: cases and comments*⁹⁾や *The Japanese legal system: cases, codes, and commentary*¹⁰⁾、あるいは『アメリカから見た日本法』¹¹⁾などにそれぞれの分野について判決文の一部が英訳され、または英文評釈が付されているが、不法行為法講義のように一つの法分野を教える科目のためには量的に不十分であろう。従って、これらを使っても一時凌ぎにすぎず、教材開発または教育方法という観点から課題が残るといふべきである。

(3) 法律辞典

次に、日本法の初学者には法律辞典——例えば、有斐閣の『法律学小辞典』などがある——の利用が推奨されるが、英語で日本法を教える場合には法律辞

8) 最高裁判所の英語版ウェブサイトから Judgments of the Supreme Court という判例検索データベースにアクセスすることができる (<https://www.courts.go.jp/english/index.html>, 参照 2024年4月24日)。

9) Moritz Bälz et al. (2012). *Business law in Japan: cases and comments: intellectual property, civil, commercial and international private law: writings in honour of Harald Baum*, Kluwer Law International. The Netherlands: Kluwer Law International.

10) Curtis J. Milhaupt, J. Mark Ramseyer, Mark D. West. (2012). *The Japanese legal system: cases, codes, and commentary*. Foundation Press.

11) J. マーク・ラムザイヤーほか『アメリカから見た日本法 英語で、異なる角度から日本の重要判例を読み、考える』(有斐閣, 2019)。

典の重要性がさらに増すことは想像にかたくないだろう。

第1に、英米法を日本語で学習する日本の大学生等のために複数の英米法辞典——例えば、田中英夫編の『BASIC 英米法辞典』（東京大学出版会、1993）が学部生向けである——が出版されているが、同様に英語で日本法を学習する学生のためには英語での日本法辞典が必要となる¹²⁾。しかし、このような辞典は存在せず、現状では日本の法律用語の訳語のみを提示する辞書があるに過ぎない——前述法令翻訳データベースウェブサイトにはこのような標準対訳辞書も合わせて用意されている。

第2に、以上のような辞典が存在したとしても、このような辞典は通常の方法辞典と異なり、比較法の見地から用語を解説するものであり、初学者のための「法律辞典」ではないことに注意が必要である。英米法圏ではBlack's Law Dictionaryのような一般的な法律辞典もあり、これを使うことも考えられる。しかし、これは日本の法律辞典と同じようにそれぞれの国の法制度を前提とした法律用語の解説が収録されているため、グローバルコースでそのまま使えるとは思えない。

以上から、現状では対訳辞書や英米法圏の法律辞典を使うしかないが、これらの辞書・辞典に日本の法律用語の解説が含まれているわけではないため、将来的にグローバルコースのための日本法法律辞典の作成が必要である。なお、このような法律辞典はグローバルコースにおける法学教育上の意義を超えて日本法との比較研究の発展に対しても重要な意味を持つことは言うまでもない。

(4) 教科書

最後に、日本法を日本語で教えるときは、一冊または数冊の教科書が指定されることが多い。確かに、実際の講義では教科書をそのまま利用することは少ないが、講義ノートやレジュメだけでは学生の予習・復習が困難であるだけでなく、そもそも既存の英文教科書がない状況で講義ノートの作成自体が非常に困難である。

日本語で英米法を学習するときは、英米法の教科書——例えば、田中英夫著

12) アメリカの中でもルイジアナ州は大陸法系である。そのことから、同じ英語圏であってもルイジアナ法の法律用語を解説する辞典の必要性が感じられる。例えば、N. Stephan Kinsella. (1994). *A Civil Law to Common Law Dictionary*, 54 *La. L. Rev.* を参照。

『英米法総論 上下』（東京大学出版会，1980）など——があるのと同じように，英語で日本法を学習するための教科書が複数冊出版されている。一方向講義を想定したものとしては Hiroshi Oda, *Japanese Law*, Oxford University Press や Luis Pedriza, *Lectures on Japanese Law from a Comparative Perspective*, Osaka University Press などがあり，ソクラテス式問答法を利用した双方向講義を想定したものとしては *The Japanese legal system: cases, codes, and commentary* などがある。しかし，これらの教科書は日本法総論または入門を念頭においており，個別の法分野を取り扱う科目のためには不十分であること，また基礎となる法的知識を前提としており，法学初学者向けの教科書ではないことなどの問題がある。

近年，個別分野の英文日本法教科書が出版されるようになってきている。この点について確かに，例えば Shigenori Matsui の *The Constitution of Japan*¹³⁾ のように，初学者の法学部生の授業で使うことについて申し分ない教科書もある。しかし，これは極めて例外的なものであり，ほとんどのテキストは「教科書」というより，実務家向けの解説書となっており，初学者の法学部生向けに出版されていない。例えば，近年はヴォルターズ・クルーワー（Wolters Kluwers）社は日本法の個別分野について一連の専門書を出版している。民法についてみれば，*Property and Trust Law in Japan*, *Contract Law in Japan*, *Tort Law in Japan*, *Family Law and Succession Law in Japan*¹⁴⁾ があり，民法の主要な法分野がカバーされている。しかし，これらのテキストの質にばらつきがあるだけでなく，日本の法学部で用いられる民法の教科書と同視することはできない。あくまでも外国の実務家に対して日本の「契約法」や「物権法」を紹介するものであり，契約法や物権法などを基礎から，しかも英語で，学生に教えるためのテキストではない。なお，試しに課題としてこれらのテキストの数ページを学生に読んでもらったが，やはり法学の基礎知識のない初学者の利用には無理があった。

13) Shigenori Matsui. (2010). *The Constitution of Japan: A Contextual Analysis*. Hart Publishing.

14) Hiroshi Matsuo. (2021). *Property and Trust Law in Japan*. Wolters Kluwer; Hiroo Sono, Luke Nottage, Andrew Pardieck, Kenji Saigusa. (2018). *Contract Law in Japan*. Wolters Kluwer; Hiroyuki Kihara. (2015). *Tort Law in Japan*. Wolters Kluwer; Satoshi Minamikata. (2020). *Family and Succession Law in Japan*. Wolters Kluwer.

以上から、法令・判例・法律辞典について様々な課題があるものの、現状で使える教材がないわけではない。対して、教科書は適切なものがなく、教科書に代わる講義ノートを作る必要があったため、まずは教科書の作成に取り掛かることにした。また教材開発の優先順位という観点からも、教科書を最初に作れば、法令・判例・法律辞典の諸問題をある程度緩和することができ、法令・判例・法律辞典に関する課題に対応するために必要な時間を稼ぐことができるという利点もある¹⁵⁾。以下では不法行為法講義のための教科書を例にグローバルコースのための教材開発の具体例を紹介することにした。

3 不法行為法講義のための教科書作り

不法行為法講義の教科書——Lectures on Japanese Law of Torts (仮) (以下、「不法行為法講義」という)——は2020年度から2022年度にかけて講義ノートに基づき初稿を作成し、2023年度（グローバルコース設立年度）に初めて実際に使用し、現在は2023年度の実践に基づいて必要な修正・校正を施している。以下では、教科書作りの具体的な方法を確認した上で ((1)), 教科書を作るに際して特に配慮した3点について具体例を挙げながら説明することにした ((2)~(4))。

(1) 教科書作りの方法論

日本の不法行為法を英語で教えるための教科書を作るには既存の教科書をそのまま英訳することが考えられる。そもそも既存の教科書の英訳版を用いるべきではないと思われるが、便宜のために英訳によって対応しようとしても英訳はそう簡単ではない。当該法分野の諸問題が英語でどのように語られるかを知らなければ——すなわち、英語圏の不法行為法に通暁していなければ——難解な逐語訳になってしまう。そのため、まずは英米法圏の不法行為法の教科書や論文などを読み、不法行為法を語るために必要なリーガルイングリッシュ（特に、コモンロー固有のリーガルイングリッシュ¹⁶⁾）や基礎知識を身につける必要がある。

15) 教科書に必要な条文を掲載し、重要判例の解説を加え、当該法分野の法律用語を解説すれば、その他の教材について上記で指摘した問題の一部を解決することができる。

16) 英語では大陸法系の用語が全く存在しないわけではない。例えば、永小作権を言い表すため

ところが、英米法といっても国によって法律用語の意味やその用語法が異なるため、最初にどこのリーガルイングリッシュや不法行為法を念頭に日本の不法行為法を英語にするかを決める必要がある。「不法行為法講義」については、次の理由で、アメリカ英語を採用することにした。すなわち、法令翻訳データベースの英訳や標準訳語辞典はアメリカの英語・リーガルイングリッシュを念頭においている¹⁷⁾こと、戦後日本の不法行為法がアメリカから相当の影響を受けてきたこと、また個人的にイギリス法よりもアメリカ法に馴染みがあることなどである。

それでは既存の教科書を上手に英訳すればいいかといえば、決してそうではない。教科書の英訳については、次のような問題が生じる。大陸法に近い日本の民法学用語が英語で存在しておらず、または存在していたとしてもその意味や用語法が異なることが多いため、英米法用語と日本法用語の相違に関する解説または比較法的な考察が必要となる。ところが、このような解説を付け加えていくと、日本の不法行為法の教科書¹⁸⁾に比べて情報量が膨大になってしまい、限られた講義時間¹⁹⁾で同じ範囲をカバーすることはできない。そもそもグローバルコースは法曹養成を前提としていないことを考えれば、日本の不法行為法の授業と全く同じ内容を取り扱う必然性はなかりう。いずれにして

には *emphytheusis* があり、地役権を言い表すためには *servitude* という用語があり、抵当権を言い表すためには *hypothec* という用語がある。しかし、これらの用語のみを使って初学者に教えるとうどうなる？ これらのリーガルイングリッシュは英米法圏の中でも大陸法を継受しているアメリカのルイジアナ州やカナダのケベック州などのような例外的な法域では通じるかもしれない——あるいは大陸法系の法域出身者を相手に英語でコミュニケーションをとるときにも有用だろう。しかしながら、ほとんどの英米法圏ではこれらの用語が一般的に使われておらず、類似概念としての *easement* や *lien* (あるいは *mortgage*) などという用語が一般的である。従って、いくらシビルロー固有のリーガルイングリッシュを使って日本法を語る事ができて、共通語としての *Common Law*・イングリッシュを使って日本法を語るためには *Common Law* の諸概念・制度に関する前提知識が必要であり、私を含めて英米法を専門としない者にとっては当該分野に関する英米法の基礎知識と固有のリーガルイングリッシュを身につける必要がある。

17) アメリカの標準法律辞典である *Black's Law Dictionary* がリーガルイングリッシュの標準として使用されている。

18) なお、既存の教科書について、必ずしも定着した構成があるとは言えず、また分量が大きく異なっている。ただ、どの教科書をとっても言及されている内容があり、これを最低限の中身の目安とした。

19) グローバルコースの「不法行為法講義」は14回(1回140分)に分けて週一で行われる。

も、単なる不法行為法の教科書の英訳は質的にも量的にもグローバルコースでの教育に適さないというべきである。前者については英米法の不法行為法に関する解説・比較法的考察が欠如しており、後者については必要な解説・比較法的考察を付け加えれば分量が過剰になってしまうためである。

以上を踏まえて作成した「不法行為法」講義の教科書の目次は以下の通りである。

- Lecture 1 What is a tort?
- Lecture 2 What is fault liability?
- Lecture 3 Infringement of rights and intention
- Lecture 4 Negligence
- Lecture 5 Causation
- Lecture 6 Damages (1) Defining and calculating damages
- Lecture 7 Damages (2) Scope of damages
- Lecture 8 Tort victims
- Lecture 9 Defenses to tort (1) Neutralizing tort liability
- Lecture 10 Defenses to tort (2) Reducing tort liability
- Lecture 11 Joint torts
- Lecture 12 Liability for the act of others
- Lecture 13 Liability for things
- Lecture 14 Defamation and privacy

各章は約6節からなっており、その内容または本文の分量はグローバルコースにおける教育の特殊性に配慮したものとなっている。例えば、第1章の詳細目次は下記の通りである。

- Lecture 1 What is a tort?
 - Section 1 What is a 'tort'? Basic vocabulary
 - Section 2 Is every wrongdoing a tort? Breach of contract and torts
 - Take a step further (1) Privity of contract and tort liability
 - Take a step further (2) Subrogation and assignment of

claims

Section 3 Is tort a crime? Civil and criminal wrongs

Take a step further (3) Incidental civil action

Section 4 What is tort law for? Compensatory, punitive and symbolic damages

Take a step further (4) McDonald's coffee case and the crusade against tort law

Take a step further (5) Is solatium a Japanese version of punitive damages?

Take a step further (6) If Japanese courts won't award me punitive damages, can I ask them to American courts?

Section 5 Where are Japanese tort laws? (1) The Civil Code

Section 6 Where are Japanese tort laws? (2) Case law

Take a step further (7) History of in-passing amendments to Japanese tort law

内容について、第1節は、日本語による法学教育の教科書には不要な内容である。不法行為法について語るための基本用語の意味と用語法を示し、受講者に対して単に日本語の法律用語に類似した訳語を暗記するのではなく、用語法も合わせて覚えなければならないことについて注意喚起している。例えば、英語では damages という用語が頻繁に award という用語とともに用いられるが、そのことは damages = 損害賠償（金）という訳語を暗記するだけでは身に付かない。

分量については、本文は基礎のみに限定している。改正史や学説史、他分野との関係、比較法的考察などについては、本文と明確に区別されるコーナーで解説し、講義では、原則として、取り扱わないことにしている。例えば、第1章第4節で日本の不法行為法は損害の補てんを目的とし、懲罰的損害賠償が認められないことを簡単に説明した上で、英米法の重要判例に関する解説や日本の慰謝料に懲罰的損害賠償の性質があるか否かをめぐる議論、懲罰的損害賠償と国際私法に関する問題などを本文とは異なる「Take a step further」というコーナーで扱っている。学生に対しては関心と余裕があれば一読し、これらの問題に関する質問があれば、個別に対応する旨を伝えている。

(2) 言語上の配慮——文体調整・用語解説

「不法行為法講義」を作成するにあたって受講者が英語ネイティブではないこと、また日本語ができない受講者もいることに配慮した。上記で指摘したような用語解説のほかに、本文の文体とその他のコーナーの文体の難易度を調整している。本文はわかりやすさを重視して話し言葉を用い、Take a step further というコーナーではアカデミック・ライティングを用いている。受講生はいずれアカデミック・ライティングに慣れなければならないことを考慮すれば、確かに本文も含めて学術的文章にした方が良いかもしれないが、「不法行為法講義」は1年生向けに開講されていること、また1年生は別途リーガルライティングを受講しアカデミックライティングを身につける機会が設けられていることから、あえて内容のわかりやすさを犠牲にする必要はないと判断した。

そのほかに、重要なキーワード（法律用語）について初出の場合、カッコ内で日本語表記を示している。この点について、当初はフリガナをつけて漢字表記としていたが、日本語が全くできない受講生に配慮し、ローマ字・漢字を並べて表記するようにしている。そもそもなぜ日本語を示す必要があるかという点、第一に、日本語ができる受講生が日本語で当該用語について調べることが可能になり²⁰⁾、また第二に、比較法的考察のために重要である。後者については、「過失」という用語がわかりやすい。日本の不法行為法では不法行為の成立要件としての「過失」と私法上の原則としての「過失責任主義」について同じ「過失」という用語が用いられているが、英語では前者は negligence、後者は fault と表現されている。さらには英語では negligence が不法行為の成立要件としての「過失」を指すこともあれば、不法行為類型を指す場合もある。このような基本的用語の不一致はそれぞれの制度の間にある違いから来ていることはいうまでもないが——そして、そのような相違点を理解することこそグローバルな日本法教育の目指すべきところであるが——その相違を理解してもらうために英語と日本語の比較が有用である。

20) 一時、受講生間の公平を考慮し、巻末に用語集及びその解説を掲載しようとしたが、用語集の作成に限界を覚え、また結びに代えてで述べる「英語のみ」へのこだわりを疑問を抱き、このような表示に改めることにした。

(3) 比較法上の配慮と注意喚起

比較法上の配慮について、上記 Take a step further コーナーでアメリカ不法行為法との基礎的な比較の視点を提示している。例えば、第2章 過失責任主義とは (What is fault liability?) 中に Take a step further (8) Tort categories in Anglo-American law がある。本文ではアメリカ法で民法 709 条のようにありとあらゆる行為類型に対して適用される不法行為類型があるのではなく、刑法の犯罪のように行為類型別の構成要件があることを指摘しているが、Take a step further では日米の類型論をもう少し詳細に検討している。ここで注意してもらいたいのは、比較法の視点を Take a step further に追いやっているのではなく、比較法の基本的な視点を本文中で提示し、必要に応じて Take a step further で詳細な議論を展開している。本文中でこのような比較法的視点を重視しているため、日本法それ自体に関する詳細な議論を省き Take a step further で展開することもある。

さらに、日本の不法行為法がアメリカまたはイギリスの不法行為法から直接の影響を受けている場合、その点を通常よりも掘り下げるようにしている。例えば、ハンドの定式に触れるときは、ハンドの定式がハンドというアメリカの裁判官により提示されたと指摘するだけでなく、ハンドが当該定式を提唱した United States v. Carroll Towing Co の具体的な内容と判決文の抜粋を紹介している (Section 3 What is reasonable? The Hand Formula: $B=PL$ 及び Take a step further (12) Origins of the Learned Hand formula in American law)。そのほかに、例えば、損害賠償の範囲についてイギリスの判例法が民法 416 条に大きな影響を与えたことを本文中で指摘し、Take a step further コーナーで Hadley v. Baxendale 事件の詳細な内容・判決文の抜粋を紹介している (Section 3 What is wrong with the Fukimaru Court? Meaning and criticism 及び Hadley v. Baxendale in Anglo-American law)。日本語での法学教育のために執筆される不法行為法の教科書よりも英米法との比較法的視点を重視しているわけである。なお、英米法を重視しているからといって、フランス法・ドイツ法を軽視しているわけではない。日本の不法行為法に関する規定がナポレオン法典から大きな影響を受けていることや、不法行為法の様々な概念がドイツ法から借用されていることなどについても触れており、必要に応じて、特別コーナーで詳細な説明を施している。

(4) 実践的教育への配慮——具体例の多用

グローバルコースに対して日本法を海外に向けて発信できる人材、または広くグローバルな場面で活躍できる人材の育成が期待されている。そのために、授業が少人数とされている。従って、グローバルコースの不法行為法講義は百単位の受講生を対象とする従来の日本語による法学講義と大きく異なっており、少人数という特徴を無視して一方的な講義を前提とするテキストは適切ではない。そのため、講義の双方向性を考慮して、例えば、以下のような点に配慮している。

まず事例をなるべく多用してそれぞれの事例について設問を設けている。確かに伝統的な教科書にも事例が示されることが多い。しかし、これらの事例の多くは双方向の議論を前提としたものではなく、説明をわかりやすくしたり判例法を解説したりするために用いられている。「不法行為法講義」ではこのような伝統的な事例の使い方もしているが、これに加えて受講生との双方向的な議論を前提としたものもある。例えば、不法行為と犯罪の違いを解説するために事例が用いられることは減多にないと思われるが、「不法行為法講義」では以下のような事例問題を用意している（Lecture 1, Section 3 Is tort a crime? Civil and criminal wrongs）。

E.g.3 Hanako is a Japanese celebrity married to Taro. She had an extramarital affair with Jiro and was embroiled in a media scandal. At one point, a news reporter said, 'What they did was wrong, so it's only natural that they be punished.' Did Hanako commit a civil or a criminal wrong? How about Jiro? Discuss the news reporter's comment from a legal perspective.

事例3 華子は太郎と結婚している有名人である。華子が二郎と不倫関係をもっていたことが暴露されマスメディアでスキャンダルとなった。その中で、とあるニュースキャスターが「彼らは過ちを犯した以上、罰せられるべきです」という意見を述べた。華子の行為は犯罪か？ 二郎の行為は？ ニュースキャスターの上記コメントを法的な観点から分析せよ。

このような事例からわかるように、不法行為と犯罪の違いなどを一方的に解

説するのではなく、「事例」を通じて学生と対話しながらその相違を理解してもらうような講義のスタイルを想定している。そのために、教科書では事例を提示するだけでなく、回答を書くスペースも用意しており、受講生に対して授業前に回答を用意しておくように指示している——これは回答を読み上げてもらうためではなく事例について自身の考えをまとめておいてもらい、講義を円滑にすることを目的としている。

結びに代えて——「英語のみ」への拘りとグローバルな教育のあり方

以上で日本法を英語で教えるための教材の現状及びこれを踏まえた実際の教科書作りの方法と配慮すべき点について簡単に考察したが、これらは「英語のみによる日本法教育」を想定したものである。ところが、2022年度の不法行為法講義で「英語のみ」に拘ることについて疑問をもつことになった。

まず「英語のみ」による法学教育の意義を確認しておこう。意義は2つある。1つは、当然、英語力の向上である。日本にいながら英語に没入できる環境を提供するためには、「英語のみ」にする必要がある——実際に、留学生が少ない場合は、私語等が日本語になってしまい、講義の進行が妨げられることが多い。もう1つは、受講者間の公平を確保するためである。グローバルコースは、日本語ができない留学生の受け入れを前提としているが、日本語教材を合わせて指定してしまえば、受講者間で教材格差が生じてしまう。日本語ができる受講者は多数の参考文献を参照し、英訳されていない判例を読むことができるなど、日本語ができない学生に比べて使える教材が豊富になる。このような教材格差が生じないように、講義の内容を英語でアクセス可能な情報に限定しなければならない。

ところが、2022年度の不法行為法講義で実験的に次のような方法で日本語教材を使用することにした²¹⁾。講義時間を100分に縮小し、残り40分を発表とクラスディスカッションに当てたが、具体的にはクラスをいくつかのグループに分け、毎回指定した裁判例の事実の概要、判旨、当該判旨に対するグループの意見評価を英語で発表してもらった上で、クラス全体でディスカッションした。指定裁判例のほとんどは英訳されていないため、日本語ができない受講

21) きっかけは同年度の受講者数が想定人数を大きく上回り、双方向性のある程度維持しようと思ったことである。

生と日本語ができる受講生が協力して準備作業等を分担しながら発表するように指示した。具体的には、日本語ができる受講生が教材を読み日本語ができない受講生に解説・説明し、日本語ができる受講生がその解説・説明に基づいて発表のスライド等を作成し、共同で発表するという形をとった。その結果、日本語ができない受講生が含まれているグループの発表が他のグループの発表よりも質が高くなり、クラスディスカッションも活発になった。

確かに、このような日本語教材の使用可能性のみから没入型教育の利点や教材格差の問題を無視してもよいということにはならない。しかし、「英語のみ」にこだわることによってこのような国際的な他者と協力する能力やノウハウを身につける貴重な機会がなくなってしまうのも事実である。従って、今後の課題としてグローバルな法学教育において日本語教材の使用可能性を再検討する必要があるのではなからうか。なお、日本語ができない受講生の多くは英語を母語としているわけではないことを考えると、当該受講生の母語教材の使用可能性も合わせて検討すべきである——上記実験では、日本の裁判例等だけではなく受講生の母国の裁判例等を素材として発表してもらうことが考えられる。

補論——英語での日本法教育のための教材開発のさまざまな可能性

最後に、比較法研究との関係についてグローバルコースが秘める可能性について、教材開発の観点から、若干のコメントを付して本稿を閉じることにしたい。

従来の比較民法研究は、一定の国の読者を想定したものである。そのため、日本で公表したアメリカとの比較民法研究をそのまま英訳してアメリカで公表することはほとんど考えられない。教科書についても同じことが言える。例えば、小田博著の *Japanese Law* はイギリスの読者を想定し、そのことは小田氏が用いる訳語にも日本法の解説の仕方にも反映されている。ところが、グローバルコースでは、教員も学生も日本法を特定国の相手に向けて発信するわけではない。教員は多種多様なバックグラウンドの学生を相手に日本法を教えなければならない、また学生は不特定国の、国際的な他者に向けて日本法を発信できるようになることが期待されている。

このような場合に、日本法について語るためにどのような英単語を選べばよいか、日本法を理解してもらうためにどのように解説すればよいかなど、これ

までの比較民法研究や国際的な日本法教育で問題とならなかった壁に突き当たってしまう。グローバルコースでの教材開発——または法学教育それ自体——はこのような日本法のグローバル化に対して立ちはだかる壁に光を当てると同時に、これまでの日本法に関する英文資料（英訳法令、英訳判例、及び英文解説書）でこの問題が十分に考慮なされてこなかったことを示唆する。

法務省の法令データベースや最高裁の英訳判例データベース、または個別分野に関する解説書（特に Wolters Kluwer の Law in Japan シリーズ）はグローバルコースと同じように当該情報の受け取り手について特定国を想定したものではない以上、同様の壁にぶつかるはずである。このような障壁を乗り越えるには、議論を重ねて一定の方針及び方法論を決めなければならないはずであるが、このような方針や方法論が示されることなく、グローバル化した法実務の要請に迅速に応えるためか、不特定国の他者に向けた英文資料が次から次へと作成されている。グローバルコースは、このような多国間関係を想定した日本法の発信のために必要な研究について絶大な可能性を秘めているのではなかろうか。少なくとも民法という分野について言えば、日本の法学者は、一ヶ国以上を受け取り手として日本の民法（学）について情報を発信する場面が非常に限られているため、このような問題に頭を悩ます必要はほとんどなかったが、グローバルコースは、この問題に正面から向き合わざるを得ない、非常に貴重な研究の場となり得るのである。